

議案第63号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(向日市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第15号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条）</u></p> <p>第2章 <u>定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第12条）</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制（第13条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認める</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）<u>第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3</u>_____</p> <p>_____</p> <p>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認める</p>

ときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続いて勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定より異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書

ときは、その _____ 職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため _____ 引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。 _____

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の理由が引き続き存する _____ と認めるときは、市長の承認を得て、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 _____

しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま

勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職

群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は第9条第1項又は第2項の規定のより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～2 略

附 則

1～2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から 令和7年3月31日 まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から 令和9年3月31日 まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から 令和11年3月31日 まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日か ら令和13年3月31 日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する

措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。とのとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が、前条の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除外。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が、前条の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除外。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例（昭和28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(<u>降給の種類</u>)</p> <p>第3条の2 <u>降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することという。以下同じ。）及び法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することという。）とする。</u></p>	

(降格の事由)

第3条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

イ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降任、免職、 休職及び降給の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合、 同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合又は前条第1号アの規定に該当するものとして職員を降給する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職若しくは降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(降任、免職及び休職 の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合 においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職 の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則	附 則
1 及び 2 略	1 及び 2 略
<u>3 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。「以下給与条例」という。）附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の2の規定の適用については、当分の間、第3条の2中「とする」とあるのは、「並びに向日市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。</u>	
<u>4 第4条第2項の規定は、給与条例附則11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（減給の効果） 第3条 減給は、 <u>その発令の日</u> に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬をいう。）の10分の1以下を減ずるものとする。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	（減給の効果） 第3条 減給は、_____給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これに相当する報酬をいう。）の10分の1以下を減ずるものとする。_____ _____ _____
2 略	2 略

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u> _____の規定により採用された職員_____ (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」)という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の性質（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)及び(3) 略

2及び3 略

（非常勤職員）

第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間等、休憩時間、休日等及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により、週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の性質（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)及び(3) 略

2及び3 略

（非常勤職員）

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間等、休憩時間、休日等及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し

て、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

て、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現行
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる者とする。 (1) 臨時的に任用される職員 <u>その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</u> (2)～(4) 略 (5) <u>向日市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第15号)第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) 略 3 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる者とする。 (1) 臨時的に任用される職員_____

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現行
(<u>定年前再任用短時間勤務職員の給料月額</u>) 第4条の2 <u>法第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項</u> <u>の規定により採用された職員(以下「定年</u>	(再任用職員_____の給料月額) 第4条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任

前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額
は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の
欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職
務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3
項の規定により定められた当該定年前再任用
短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規
定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た
額とする。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適
用除外)

第9条の2の2 前3条の規定は、定年前再任用
短時間勤務職員には適用しない。

第10条 略

(1) ~ (3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職
員の区分に応じ、支給単位期間につき、それ
ぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務
職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数
を考慮して規則で定める職員にあっては、そ
の額からその額に規則で定める割合を乗じ
て得た額を減じた額)

ア ~ ス 略

(3) 略

3~6 略

(時間外勤務手当)

第13条 略

(1)及び(2) 略

用職員」という。)の給料月
額は、給料表の再任用職員
欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職
務の級に応じた額

とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤
務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務
職員」という。)の給料月額は、前項の規定に
かかわらず、同項の規定による給料月額に、勤
務時間条例第2条第2項の規定により定めら
れたその者の勤務時間を同条第1項に規定す
る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と
する。

(再任用職員)についての適
用除外)

第9条の2の2 前3条の規定は、再任用職員
には適用しない。

第10条 略

(1) ~ (3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職
員の区分に応じ、支給単位期間につき、それ
ぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員
のうち、支給単位期間当たりの通勤回数
を考慮して規則で定める職員にあっては、そ
の額からその額に規則で定める割合を乗じ
て得た額を減じた額)

ア ~ ス 略

(3) 略

3~6 略

(時間外勤務手当)

第13条 略

(1)及び(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～5 略

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（定年前再任用短時間勤務職員にあつては規則で定める時間を除く。）に対して時間外勤務手当を支給する。

7～9 略

（期末手当）

第15条の4 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第15条の7 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～5 略

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（再任用短時間勤務職員にあつては規則で定める時間を除く。）に対して時間外勤務手当を支給する。

7～9 略

（期末手当）

第15条の4 略

2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第15条の7 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～13 略

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用させる給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第2項から第7項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時職員その他の法律により任期を定め
て任用される職員

(2) 向日市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第15号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員

(3) 向日市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 法第28条の2第1項に規定する他の職位への降任をされた職員であつて、当該他の職位への降任をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員

の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～13 略

第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において、「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間特定日以降、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 附則第16項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の4第5項（第15条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

18 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項から前項までの規定に関して必要な事項は別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
---------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正	現行
（給料）	（給料）
第3条 略	第3条 略
2～5 略	2～5 略
6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職	6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職

員の給料の支給については、昇給及び昇格の基準に関する事項を除き、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の、2号職員にあっては給与条例の適用を受ける職員のうち常時勤務を要する職を占める職員_____（以下「常勤職員」という。）の例による。

7及び8 略

（時間外勤務手当）

第9条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、1号職員にあっては定年前再任用短時間勤務職員の、2号職員にあっては常勤職員の例により支給することができる。

（勤務1時間当たりの給与額）

第14条 第7条の規定による給与の減額又は第9条から第11条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、1号職員にあっては定年前再任用短時間勤務職員の、2号職員にあっては常勤職員の例による。

員の給料の支給については、昇給及び昇格の基準に関する事項を除き、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員_____」という。）の、2号職員にあっては給与条例の適用を受ける職員（法第28条の4第1項及び再任用短時間勤務職員に規定する職員を除く。）（以下「常勤職員」という。）の例による。

7及び8 略

（時間外勤務手当）

第9条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、1号職員にあっては再任用短時間勤務職員_____の、2号職員にあっては常勤職員の例により支給することができる。

（勤務1時間当たりの給与額）

第14条 第7条の規定による給与の減額又は第9条から第11条までに規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、1号職員にあっては再任用短時間勤務職員_____の、2号職員にあっては常勤職員の例による。

（向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（<u>再任用職員</u>_____についての適</p>

職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地

方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項又は附則第11項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第6項、附則第7項、附則第11項又は附則第12項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。第20項において同じ。）に達している者（新条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

17 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

21 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前

日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

2.2 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（改正後の向日市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2.3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の向日市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち新給与条例第4条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2.4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員

の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

25 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条の2の2、第15条の4第3項及び第15条の7第2項第2号の規定を適用する。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項及び第6項の規定を適用する。

27 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

28 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の短時間勤務の職を占める職とみなす。

（公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置）

29 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなす。

（向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置）

30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。